

## 馬淵川流域下水道の管理に関する協定書（令和○年度）（案）

青森県（以下「甲」という。）と馬淵川流域下水道の指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）○○○○（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結した。

### （目的）

第１条 この協定は、令和○年○○月○○日に締結した馬淵川流域下水道の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、令和○年度における馬淵川流域下水道の管理業務に関し必要な事項を定めるものとする。

### （協定の期間）

第２条 この協定の期間は、令和○年４月１日から令和○年３月３１日までとする。

### （管理業務の内容）

第３条 令和○年度における管理業務の内容は、基本協定書第３条の管理業務仕様書及び基本協定書第７条の規定により提出された年度事業計画書のとおりとする。

### （委託料の額及び支払方法）

第４条 甲は、乙に対し、令和○年度における管理業務の委託料として、金○○○○○円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を支払う。

２ 乙は、甲に対し、請求書により前項の委託料を請求するものとし、その請求時期等は、次表のとおりとする。

| 期別      | 請求金額    | 請求時期           |
|---------|---------|----------------|
| 第１・四半期分 | 金○○○○○円 | ４月１日から同月１０日まで  |
| 第２・四半期分 | 金○○○○○円 | ６月１日から同月１０日まで  |
| 第３・四半期分 | 金○○○○○円 | ９月１日から同月１０日まで  |
| 第４・四半期分 | 金○○○○○円 | １２月１日から同月１０日まで |

３ 甲は、前項の請求書を受理した日から起算して３０日以内に、乙に対し、前項の表に定める請求金額を前金払により支払うものとする。

４ 前２項の規定にかかわらず、この協定の期間の途中において委託料の額の変更等を行う場合は、甲乙協議して請求時期を変更することができる。

### （協議事項）

第５条 この協定書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

年 月 日

甲 三八県土整備事務所長

乙 (所在地)  
(団体名)  
(代表者職・氏名)